

令和2年（2020年）

第3回可児市議会臨時会議案

令和2年5月18日

目 次

承認第7号	専決処分の承認を求めることについて……………	1
	可児市税条例の一部を改正する条例	
承認第8号	専決処分の承認を求めることについて……………	3
	可児市都市計画税条例の一部を改正する条例	
議案第37号	令和2年度可児市一般会計補正予算（第2号）について……………	5

承認第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月18日提出

可児市長 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月30日専決

可児市長 富田 成輝

記

可児市税条例の一部を改正する条例

可児市税条例（昭和35年可児町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="276 1585 416 1666">付 則 (読替規定)</p> <p data-bbox="229 1688 802 1989">第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第38条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p>	<p data-bbox="868 1585 1008 1666">付 則 (読替規定)</p> <p data-bbox="820 1688 1393 1989">第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第61条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第38条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しく</p>

<p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第26条 (略)</p>	<p>は第61条」とする。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</u></p> <p><u>第27条 第5条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p>
--	---

附 則

この条例は、令和2年4月30日から施行する。

承認第8号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月18日提出

可児市長 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月30日専決

可児市長 富田 成輝

記

可児市都市計画税条例の一部を改正する条例

可児市都市計画税条例（昭和63年可児市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (読替規定) 第9条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは	付 則 (読替規定) 第9条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」と

「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。

あるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。

附 則

この条例は、令和2年4月30日から施行する。

議案第37号

令和2年度可児市一般会計補正予算（第2号）について

令和2年度可児市一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和2年5月18日提出

可児市長 富田 成輝